

## 平成26年度生活衛生関係営業対策事業費補助金 事後評価講評

### 生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会

- 平成27年4月16日に開催された第23回「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」において、平成26年度生活衛生関係営業対策事業費補助金の120件の事業（うち震災事業11件、連合会・組合事業101件、地域活性化連携事業7件、（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。））に係る事後評価を行った。
- 本補助金は、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）、Action（反映））の確立など、補助金執行の新しい考え方が整備され、今回の平成26年度事業は、4か年目の事後評価である。
- 評価対象事業は、全て審査時において審査・評価会として採択することが適当と認めた事業であることから、事業目的の達成度や、成果把握（効果測定）の適切性や補助金としての意義（政策等への活用）に力点を置いて評価を行った。
- 本年度の事業は、多くの事業において目標が明確化されており、定量的・定性的な成果把握を目的としたアンケート調査を取り入れるなどの効果測定がされていた。  
しかし、成果把握の指標として各種数値を設定する際は、比較的達成が容易な指標を設定するのではなく、事業成果の効果測定の適切な方法について事業内容自体を検討する必要がある。
- 事業の性格上、単年度ではその効果の波及が完結するものではないと考えられる事業や、当該年度だけでは目標に対しては十分な成果があがっていない事業もあるので、これらについては、補助事業完了後も中長期的な目標をもってその効果測定を継続して実施し、次の展開につなげるなど、補助金の効果を最大限有効に活用するような運用が求められる。
- ポスター・パンフレット作成型の事業やイベント型事業、ホームページ作成事業などは、事業の企画時において効果が一過性にならないよう検討するなど、事業終了後もその目的に対してどのような効果があったかを継

続的に把握していく努力が求められる。

また、本事業のように、デザイン等重複する事業も見られるため、地域性や各組合の独自の見解を用いる場合を除き、成果物を共有するなどの手段も検討することが求められる。

- 組合員の加入促進や組織強化を目的とした事業については、新規加入件数だけを成果として評価するのではなく、組合員の離脱防止の観点も含めて評価するべきであり、このような成果は各組合でも共有することが求められる。
- 震災事業については、本補助金により被災から4カ年にわたり事業が実施されてきたところであるが、街全体の復興の遅れに伴い、生衛業者の仮設店舗から本設店舗への移転は現状でもなかなか行われていないところである。住民生活になくってはならない生活衛生関係業者が、街の復興とともに、店舗の本設移転が行われ、適切に営業再開が行われるよう、現場目線を大切にしながら、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。
- 事業は Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）で完結するものではなく、事業の改善点を明らかにし、より効果的で質の高い事業計画づくりに反映（Action）させることが事後評価の真の目的である。これにより、持続性、安定性の高い仕組みが構築され、効率性の高い事業実施が可能となる。このため、審査・評価会として今回示した論点が平成26年度の事業計画の立案に確実に反映されるよう、計画立案の初期段階において全国センターがこれまで以上に積極的に関与するなどフィードバック体制を更に強化していく必要がある。
- なお、生衛業は少子高齢化や人口減少が進展するなかにおいても、国民生活との関わりが深く、生活基盤や雇用を支えるなど、今後も地域において重要な役割を担い続けることが期待されており、本補助金に基づく事業成果については、引き続き、その成果を広く、国民、社会に還元するとともに、説明責任を果たすことが求められる。
- 最後に、各事業に対する事後評価コメントは一覧のとおりである。  
審査・評価会として統一した見解を示すものであるが、相互に異なる見解に見えるコメントも含まれている。それは、事業について効果を認めつつ、更なる効率性の向上を求める趣旨であると受け止めていただければ幸いである。